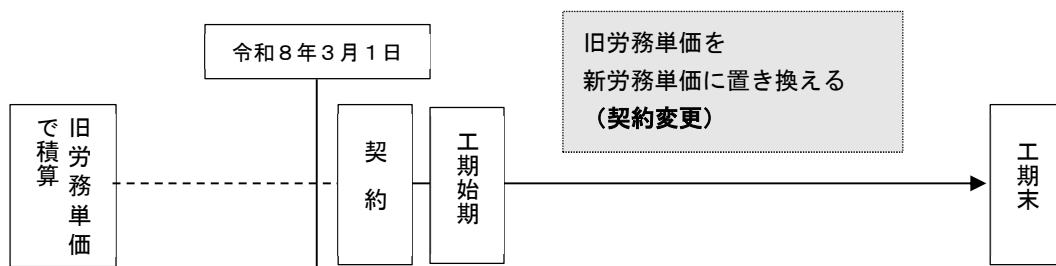


新労務単価及び物価上昇への対応について

1 新労務単価適用に係る特例措置

公共工事設計労務単価（労務単価）の改定に伴う国の要請に基づき、新労務単価の早期活用を図るため、単価改定日（令和8年3月）以降に契約を締結する工事のうち旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものを対象に、工事請負契約書第60条（特例措置）による契約変更の措置を行う。



2 インフレスライド条項の適用

単価改定日前に契約を締結している工事については、残工期が2か月以上ある場合、インフレスライド条項（工事請負契約書第26条第6項）を適用し、請求に基づき、急激なインフレ等に対応した増額分に係る契約変更の措置を行う。

